

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ア 特定商取引法等の執行強化等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	--	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法の執行強化 <p>悪質商法等による消費者被害を防止するため、関係機関等とも連携し、特定商取引法及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律62号。以下「預託法」という。）を厳正かつ適切に執行する。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和2年度2～3年度においても、関係機関等と連携の上、特定商取引法に基づき、厳正かつ適切に行政処分を行った。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法等の見直し <p>消費者のぜい弱性を狙った悪質商法への対策強化、経済のデジタル化・国際化に対応したルール整備について、有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催して議論を行い、令和2年夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行う。その際には、悪質なお試し商法・定期購入といった詐欺的な通信販売に対する実効的な対策についても検討を行い、具体的な制度設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 <p>悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して、特定商取引法及び預託法に基づき迅速かつ厳正に対処するとともに、上記の検討委員会にて実効的な法制度の在り方や体制強化を含む法執行の在り方について令和2年夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行う。また、悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して関係機関等と連携強化を継続して実施・検討していく。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和2年2月から同年8月まで、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催し、報告書を取りまとめた。報告書等を踏まえ「消費者被害の防止防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した（令和3年6月に成立）。</p> <p>同改正法では、特定商取引法通信販売について、おける契約の申込み段階での不実の表示を禁止する等の「詐欺的な定期購入商法や対策」、売買契約に基づかないで送付された商品を消費者が直ちに処分できることとするための「送り付け商法への対策等を行うとともに、預託法について、対策」、大規模な消費者被害が発生してきた</p>
------	--

	<p>販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講じるほか、消費者裁判手続特例法について、被害回復裁判し、確認を適切に追行するために必要な限度において、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供受けないで行った勧誘等を可能に厳格な罰則の対象とする措置等の「販売預託の原則禁止」などを講じること内容としている。(送り付け対策に係る規定は、令和3年7月6日に施行。)</p> <p>消費者の利便性の向上やデジタル技術を活用した消費者利益の擁護増進の観点から、同改正法には、事業者が交付しなければならない契約書面等については、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能とすること等を盛り込んでいる。また、契約書面等の電磁的方法による提供に加えて、消費者から事業者へのターニング・オフについても、電磁的記録で行うことを可能とすることとしている。</p> <p>また、同法公布後1年以内の施行に向けて政府令等の整備（令和4年1月公布、6月施行）や「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」の新規策定を含む通達改正（令和4年2月公表）を行うとともに、契約書面等の電磁的方法による交付については、消費者からの承諾の取り方、電磁的方法による提供の在り方について、オープンな場で広く意見を聴取した上で検討を行うため、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」を令和3年7月から開催した。</p>
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①特定商取引法による行政処分件数</p> <p>②預託法による行政処分件数</p> <p>③ア) 送り付け、イ) 定期購入に関する消費生活相談件数</p> <p>(目標)</p> <p>特定商取引法及び預託法消費生活相談の厳正かつ動向、その他社会情勢等を注視しながら適切に執行を行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年4年3月31日時点：33件（業務停止命令：10件、指示：10件、業務禁止命令：13件）（令和2年度：89件（業務停止命令：33件、指示：33件、業務禁止命令：23件）（令和元年度：89件（業務停止命令：26件、指示：30件、業務禁止命令：33件））</p> <p>②令和3年4年3月31日時点：0件（令和元年度令和2年度：0件）</p> <p>③ア) 令和4年3月31日時点：0件（令和2年度：0件）</p> <p>イ) 令和4年3月31日時点：0件（令和2年度：0件）</p> <p>(定義)</p> <p>特定商取引法による行政処分件数は、法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p>

	年度	取組内容
	令和3年度 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行 ・ <u>特定商取引法及び預託法等説明会の見直し</u> ・ <u>特定商取引法及び預託法等実施、広報資料の見直しを踏まえた政省令作成・配布等による改正法の見周知・啓発直し</u> ・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 ・ 関係機関等との連携強化 ・ <u>「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」の取りまとめ及び取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施</u>
	令和4年度 5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行 ・ <u>説明会の実施、広報資料の作成・配布等による改正法の周知・啓発</u>
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等との連携強化
	令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行 ・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処 ・ 関係機関等との連携強化

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し イ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえた厳正な法執行を行うとともに、法執行の状況及び消費者委員会の意見を踏まえた必要な執行体制強化を行う。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者向けの情報提供及び法執行の状況を把握するための環境整備の観点から、平成 30 年 9 月に消費者庁ウェブサイト内に新設した特商取引法適用除外法令の運用状況をまとめたページについて、定期的に更新し、適用除外となっている各法令の運用状況が分かりやすく把握できるようにする。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>消費者庁ウェブサイト上にて「特定商取引法適用除外とされた法律の運用状況について」一覧化することで分かりやすく運用状況を把握できるようにし、また、令和2年度3年度の消費者基本計画工程表策定時において別表 1-1 「特定商取引法適用除外とされた法律の行政処分等の執行実績」として実績値の更新を行った。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予 定	<p>【KPI】</p> <p>①特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況</p> <p>把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新を少なくとも年に1回実施</p> <p>②当該ウェブページによる情報発信法律に関する消費者の認知度</p> <p>(目標)</p> <p>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知度を令和3年度末までに取組前と比較して5割向上させる。</p> <p>令和4年4月頃予定のインターネット調査結果を踏まえ、設定する。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度：1回(別表1-1及び1-2参照)</p> <p>②3年度：0%(令和2年度：19.1% 4年4月頃 調査予定)</p> <p>(定義)</p> <p>【ア】の認知度</p> <p>「消費者基本計画工程表の施策に関する消費者の認知度・理解度調査」の間(あなたは、消費者庁ウェブサイト、「特定商取引法が適用されない、消費者保護や利益保護のための個別の法律」の一覧があることを知っていますか。また、見たことがありますか。)に「一覧があることを知っているし、消費者庁ウェブサイトも見たことがある。」もしくは「一覧があることは知っているが、消費者庁ウェブサイトでは見たことがない。」と回答した人の割合。</p> <p><u>②インターネット調査(消費者庁実施)</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 <u>4年度</u></td> <td>特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新(必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度 <u>5年度</u></td> <td rowspan="3">当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 <u>4年度</u>	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新(必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請)	令和4年度 <u>5年度</u>	当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討
年度	取組内容										
令和3年度 <u>4年度</u>	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新(必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請)										
令和4年度 <u>5年度</u>	当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討										
令和5年度											
令和6年度											
令和7年度 以降	当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を踏まえて、更なる改善を検討										

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	担当省庁	消費者庁、法務省
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 消費者庁、法務省の取組</p> <p>平成 30 年改正での審議において衆参両院の委員会で付された附帯決議や消費者委員会の答申の付言に記載された事項等について、平成 31 年 2 月から令和元年 9 月まで、消費者庁で開催された「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年 9 月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年 10 月上旬まで意見募集を実施し、同年 12 月に結果を公表した。さらに、同報告書を踏まえつつ、同年 12 月から令和 3 年 9 月まで、「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から消費者・事業者の関係者を含めて検討を行っている。同検討会の取りまとめ結果を踏まえ、必要な措置を講ずるが行われ、同年 9 月に報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年 10 月下旬まで意見募集を実施するとともに関係各所と意見交換を行った。これらを踏まえ、消費者契約法の改正に向けた検討を進める。</p> <p><u>報告書において将来の検討課題とされた事項については、今後の本制度の見直しや、そこから見えてくる課題等を踏まえ、幅広い観点から検討を進める。</u></p> <p>また、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の内容について、成年年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることから、若年者への周知が重要であることを踏まえつつ、国民生活センター、消費生活センター、適格消費者団体等と連携しつつ、消費者、事業者等に対して周知・広報を実施する。</p> <p>（令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績）</p> <p>・「消費者契約に関する検討会」を開催し、消費者契約法の見直しに向けた検討を進めた。</p> <p>・消費者委員会から新型コロナウイルス感染症・災害への対応として「自己都合と評価するのは酷なキャンセルの問題について、消費者契約に関する検討会の検討も踏まえながら対応すること。」との指摘があったこと等を踏まえ、新型コロナウイルスを題材として不測の事態における消費者契約のキャンセルについて事業者及び消費者に対する実態調査及び専門家のヒアリングを行い、上記検討会で意見交換を行った。委員からは、事前にキャンセル条項を設けておけば、消費者にとっては非常に分かりやすく、事業者の側も説得しやすい、コロナを発端として、不測の事態の色々な場面の扱い方を再整理することは有益だ、新型コロナウイルスは全く未知の事象でありキャンセル料条項の範囲外ではないか、状況を場合分けして考え方を整理することが必要ではないか、新型コロナウイルスの状況が収束してから望ましいあり方を検証すべきではないか、等の様々な意見を頂いた。今後、種々の災害等不測の事態の発生時に、消費者、事業者双方の参考になるよう、実態調査等の結果とともに</p>
------	--

	<p>に、検討会における委員の意見の概要を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布等を通じて消費者契約法の周知・広報を実施した。 ・<u>令和元年12月から「消費者契約に関する検討会」を設置し、実効性の確保や実務への影響の観点から消費者・事業者の関係者を含めて検討を行った。令和3年9月に同検討会の報告書を取りまとめ、同年10月下旬まで意見募集を実施するとともに、関係各所と意見交換を行った。</u> ・<u>同報告書等を踏まえ、消費者契約法の見直しに向けた検討を進める。</u> 										
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>消費者契約法の認知度</p> <p>(目標)</p> <p>令和6年度までに消費者契約法の認知度を50%とすることを旨す。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和2年度：45% (令和元年度：38.0%)</p> <p>(定義)</p> <p>消費者意識基本調査等での消費者契約法の認知度を測る問 (<u>消費者を守るためのルールとして、「消費者契約法」は、消費者と事業者との間に情報の質や量、交渉力の格差があることから、消費者の利益を守るために、契約を取り消したり契約書の条項を無効にすることなどを定めています。があります。</u>あなたは、このような法律があることを知っていますか。)に「知っている」と回答した人の割合。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、法務省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1234 1382 1731"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td>・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ報告書等を踏まえた必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 令和6年度</td> <td>・同報告書において将来の検討課題とされた事項について、今後の本制度の見直しや、そこから見えてくる課題等を踏まえ、幅広い観点から検討</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>消費者契約法の周知広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ報告書等を踏まえた必要な措置の実施	令和4年度	・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施	令和5年度 令和6年度	・同報告書において将来の検討課題とされた事項について、今後の本制度の見直しや、そこから見えてくる課題等を踏まえ、幅広い観点から検討	令和7年度 以降	消費者契約法の周知広報活動
年度	取組内容										
令和3年度 4年度	・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ報告書等を踏まえた必要な措置の実施										
令和4年度	・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施										
令和5年度 令和6年度	・同報告書において将来の検討課題とされた事項について、今後の本制度の見直しや、そこから見えてくる課題等を踏まえ、幅広い観点から検討										
令和7年度 以降	消費者契約法の周知広報活動										

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し エ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者の財産被害に対して、消費者安全法の規定に基づく関係府省庁等から消費者庁への通知を確実に実施するとともに、消費者庁において、その内容を踏まえて必要な事案について、同法に基づく措置を迅速かつ的確に講ずる。</p> <p>(令和2年度2～3年度実績)</p> <p>令和2年度は、消費者安全法の規定に基づく注意喚起を計34回実施した。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者安全法の規定に基づく措置件数</p> <p>(目標)</p> <p>消費者安全法の規定に基づく措置を毎年度10件以上実施することを目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和2年度:34 3年度:13件</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 4年度</td> <td rowspan="5">消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度 4年度	消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降
年度	取組内容								
令和3年度 4年度	消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置								
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降									

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し オ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進 ※SDGs 関連：関連目標 16	担当省庁	厚生労働省、法務省、消費者庁
-----	---	------	----------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。</p> <p>成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。</p> <p>後見人等の担い手の確保に向けて、市民後見人の育成や後見を適切に行う法人の確保の取組を推進する。</p> <p>その他、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進する。</p> <p>介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等による高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図る。</p> <p>（令和2年度2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等の担い手の確保：地域医療総合確保基金（介護分）の権利擁護人材育成事業により、自治体が行う市民後見人の養成を支援するとともに、地域生活支援事業費等補助金の成年後見制度法人後見支援事業により、法人後見の活動を支援している。 ・地域支援事業の成年後見制度利用支援事業により、市町村が行う低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立費用や成年後見人等に対する報酬の助成を支援。障害者に対しては、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業により、同様の支援を実施。 ・<u>令和2年度に開催した「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を実施し、市町村長申立に係る事務の迅速な実施に向けた方策等を検討の取りまとめを踏まえ、市町村長申立について、市町村間の調整を円滑にするため、申立ての基準に関する基本的な考え方を明確化し、市町村に通知した。</u> ・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施し、介護職員については尊厳の保持等の内容を含む介護職員初任者研修等を実施した。 ・成年後見制度利用促進体制整備事業、意思決定支援研修の実施。 <p>○ 法務省の取組</p> <p>日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でなく、法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象として、福祉機関等からの申入れに基づき、弁護士・司法書士が出張して資力の有無にかかわらず法律相談を行うアウトリーチ型の「特定援助対象者法律相談援助」を実施する。</p>
------	--

(令和2年度2～3年度実績)

令和2年度3年度(令和3年12月31日時点)における特定援助対象者法律相談援助の実績(速報値)は、735599件であった。

○ 消費者庁の取組

高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。

(令和2年度2～3年度実績)

令和2年度及び令和3年度消費者行政ブロック会議において、都道府県、政令指定都市等の地方公共団体に対し成年後見制度の利用促進を図ることが財産上の不当取引による被害の未然防止にも資するため、成年後見制度の周知・利用促進の依頼を行った。

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）を整備した市区町村
- ②中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数
- ③中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数
- ④中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数
- ⑤協議会等の合議体を設置した市区町村数
- ⑥市町村計画を策定した市区町村数
- ⑦国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数
- ⑧後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数
- ⑨特定援助対象者法律相談援助件数
(平成30年1月24日の援助開始以降の実績: 2, ~~095~~702件)
- ⑩成年後見制度の活用促進に関する地方公共団体への要請回数

(目標)

※①～⑧は令和3年度末までの目標

- ①全1,741市区町村で中核機関を整備する。
- ②全1,741市区町村の中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行う。
- ③800市区町村の中核機関において後見人候補者を推薦する取組を実施する。
- ④200市区町村の中核機関において後見人支援（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）の取組を行う。
- ⑤全1,741市区町村で協議会等の合議体を設置する。
- ⑥全1,741市区町村で市町村計画を策定する。
- ⑦国の研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数を3,500人以上とする。
- ⑧全47都道府県で後見人等向けの意思決定支援研修を実施する。

⑨⑩平成27年度及び平成30年度に作成・公表した成年後見制度の周知について

の依頼文書を活用し、地方公共団体の消費者行政担当部局に対し、少なくとも年に

に1回要請を実施する。

(進捗)

- ①678市区町村（令和2年10月時点）
- ②642市区町村（令和2年10月時点）
- ③331市区町村（令和2年10月時点）
- ④112市区町村（令和2年10月時点）
- ⑤304市区町村（令和2年10月時点）
- ⑥285市区町村（令和2年10月時点）
- ⑦3,222人（令和2年10月時点）
- ⑧15都道府県（令和2年10月時点）

⑩1回（令和3年11月実施）

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定等「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進 ・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容を含む介護職員初任者研修等を実施
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画の変更の検討結果を踏まえ、取組を推進
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容等を含む介護職員初任者研修等を実施
令和6年度	
令和7年度以降	

○ 法務省の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <関係機関・団体との連携・協力関係の構築> 福祉機関の職員等を対象とした業務説明会の開催等
令和4年度	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <特定援助対象者法律相談援助業務の周知> 日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による特定援助対象者法律相談援助業務の周知
令和6年度	
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉機関の職員等を対象とした業務説明会の開催等 ・日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による特定援助対象者法律相談援助業務の周知

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政ブロック会議の場において、都道府県等の消費者行政担当部局に対し、成年後見制度の周知を要請
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等の消費者行政担当部局による成年後見制度の周知状況を把握し、地方消費者行政ブロック会議の場等にお
令和5年度	

	令和6年度	る要請の方法を検討
	〔令和7年度以降〕	都道府県等の消費者行政担当部局による成年後見制度の周知状況を把握し、地方消費者行政ブロック会議の場等における要請の方法を検討施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し